

欧州を襲う難民問題

——とくにドイツでの現状を中心に

駒沢大学名誉教授 百濟 勇



2015年、私のドイツ滞在中、「パリ・テロ事件」（11月13日）が発生し、ドイツでも異常な緊張感が漂っていました。ブランデンブルク門に接し、ウンターデンリン通りにあります「駐独フランス大使館」前、そこには献花する多くの人々、路上20〜30m位の長さに花束がいっぱい、《花壇》のようになっていました。

私の旧友の息子さん、赤ちゃん時代から知っているヨルン君、彼から「おじちゃん！ 私が勤務している大学に来て！」との言葉に誘われて、オーストリアでは「ウィーン大学」に次ぐ規模を持つ、「グラーツ大学」（創立1585年）を訪問しました。現在、彼は、経済学部教授かつ研究所長も兼任しており、大歓迎をしてくれました。ベルリンからグラーツ市



「11・13パリ・テロ事件」後の駐独フランス大使館前

まで約1000km、その往復チケットを購入しました。ですが、ベルリンのドイツ鉄道（DB）担当者は、「難民流入で、帰りの座席券は、ここベルリンでは販売できません！ 現地、グラーツ市で買ってください。また必ずパスポートをご持参ください」とのこと、結論から先にいいますと、現地、グラーツ市では何ら問題なく帰りの「座席券」は購入できたのです。これは難民問題に関する情報が様々に混乱、錯綜している一つの典型的な例でした。また、ミュンヘン経由でオーストリアに入国する際には、パスポート検査は無かったのですが、帰りのオーストリアからドイツ、ミュンヘンに“入国”する際に、パスポートの提示を求められました。その検査官は、「国境警備兵」



パスポート検閲風景

でもなければ、「警察官」でもなく、おそらく委託された民間の《警備会社の職員》であつたでしょう。熱ない態度での「形式だけの検査」でした。

ベルリンに戻つての日常生活、欧州に
来る難民の件で、TV及び新聞は、連日
その報道、ドイツ国民は様々な緊張感に
包まれていました。旧友達や私が学位取
得の際にお世話になつた指導教授達、そ

のご自宅を訪問して雑談を交わします際
も、その主な話題もやはり難民問題でし
た。毎日、数万人の「難民」がドイツに
流入、政府は当初、2015年だけで80
万人と予測していたのですが、実際には
110万人も入国したのです。ともかく
次々と入国する難民達に、まずは「宿泊
収容所」に配分しなければならぬので
す。そこで仮設住宅、それは学校などの
体育館を使い、簡易ベッドを並べての応
急措置など、それこそ混乱の中での対応
でした。その一つ「旧ベルリン・テンペ
ルホッフ空港」は、この旧ベルリン英国
占領地域にあり、その「空港」閉鎖後、
住民投票により《市民公園》となる予定
だつたのです。この空港の建造物、「ベル
リン・オリンピック・スタジアム」と
同様に、ヒットラーの巨大首都構想「ゲ
ルマニア」の表玄関として建設された歴
史を持ち、私も留学時代、英国に行く際
には、このテンペルホッフ空港より英国
航空を利用してロンドンまで飛んだこと
があります。そしてベルリン封鎖の際に
《空輸作戦》の拠点となつたのも、この
空港でした。その閉鎖されている空港跡
が一時収容所の対象になつたのです。

私はその「空港」を訪ねてみました。
空港正面の建造物は、典型的なナチス的

構造物、その建造物を利用して既に難
民が収容されていました。半面広大な滑
走路では、未だ市民達が散策や風揚げ等
を楽しんでいました。この滑走路跡にプ
レハブ住宅や仮設テントを設置、簡易ト
イレも併設されるのです。それに反対す
る市民運動が起き、「住民投票で公園と
決定したことをベルリン市当局は、破棄
するのか！ 住民無視のプロジェクトに
反対！」との狼煙を上げていました。

こうした大量の《難民受け入れ》に、
《お役所》だけで対応できるでしょうか、
これには例えばドイツのカトリック教会、
プロテスタント教会が共同して、多額の
自己資金を使って10万人規模のボランティ
アを組織、それに多くの一般市民の助力
もあるのです。それに衣服やその他生活
に必要な物資を市民が集め、それが体育
館いっぱい山積みになっている報道写
真を見ますと、「ドイツは凄い！」との
敬意を持ちました。

さて、ここでメルケル首相の「難民対
策」について確認しておきましょう。2
015年9月5日、ハンガリーに足止め
されていたシリア難民をドイツで受け入
れるとの《声明》、その象徴である「ヴィ
ア・シャッフエン・ダス(Wir schaffen



経済誌表紙 “ジャンヌダルク”

das「我々はそれをやり遂げよう!」
とメルケル首相が表明、それが《ドイツ
へ難民大量流入》の契機にもなったとい
われています。

メルケル首相の「難民対策」は、「コン
チンゲント (Kontingent : 英語、
Contingent)」という表現、即ち「難民
問題は、全欧州問題として対応し、難民
をEU各加盟国で受け入れる」との方針
のキーワードとなっています。それに対
して《保守勢力内部》から、《メルケル
批判》が強まり、その代表者が、「キリ
スト教社会同盟 (CSU)」党首である

H・ゼーホーファー氏、彼は受け入れ人
数を制限し、それ以上の難民を直接ドイ
ツ国境に追い返すことを要求し、「オー
バー・グレンツェ (Obergrenze : 受け
入れ難民数の上限設定)」と表現されて
います。

だが、このメルケル首相の方針に国内
外から多くの支援、声援があるので。

今年1月、ドイツ連邦議会において
「ホロコースト追悼式典」が行われ、イ
スラエル国籍の作家、R・クリューガー
女史が、詩の朗読を交えての記念演説、

その後クリュー
ガー女史が何故こ
の「連邦議会追悼
式典」への招待を
承諾したかの記者
の質問に対して、
「(ナチス) 罪を犯
した貴方のお国の
首都・ベルリンで
演説することをお
許し頂いたこと、
さらに連邦議会で、
(ナチス時代とは)
正反対の模範とも
いうべき、かつ謙

虚で感銘的、英雄的なモットー、
『Wir schaffen das (我々はそれをやり
遂げよう!)』が行われているからです』
と答えています。子ども時代、強制収容
所、ホロコーストを生き延びたクリュー
ガー女史は、ドイツでの難民受け入れに
全面的な賛辞を与えているのです。

2月、例年通り「ベルリン映画祭」が
開催されました。この開会式に出席した
米国俳優、ジョージ・クルーニー氏が、
首相官邸にメルケル首相を人権派弁護士、
アマル・クルーニー夫人と同伴で訪問し
ています。夫人と共に難民支援活動に関
わっているクルーニー氏は、メルケル首
相の「難民対策」に対して「全面的な賛
成を表明します!」と力づけ、「メルケ
ル首相は、ヨーロッパ倫理の象徴である」
と称賛しています。

3月、潘基文国連事務総長がベルリン
を訪問、メルケル首相との会談の席上彼
は、「メルケル首相は、単に欧州のみな
らず、全世界での真の良心の声である」
とし、更に「パリ世界環境会議」や「ウ
クライナ問題」処理に際してのメルケル
首相の「イニシア」に対しても称賛しま
した。

やはり3月21日、メルケル首相のイニ
シアで、オバマ米大統領、キャメロン英



ガウク・独大統領を歓迎するナイジェリアの子どもたち

首相、オランダ仏大統領及びレンツィ・イタリア首相を招いて《5か国首脳会議》が開催されました。その前々日の『オバマ・メルケル二者会談』では、米国大統領は、「難民危機に際してのメルケル首相の政策、対応は勇気ある決断!」と高い評価を与え、「メルケル首相の(難民

に対する)姿勢は、彼女がかつては《壁の中》(東独)で過ごした経験があるからかもしれません。私は(難民を受け入れている)ドイツ国民に大いなる敬意を表します」と、最高の賛辞を送っています。

更にメルケル首相の「対難民政策」の標語ともなった「Wir schaffen das!」が、世界で知れ渡っているもう一つのエピソードを紹介しましょう。ドイツ連邦共和国大統領、ヨハヒム・ガウク氏が2月、国家元首としてナイジェリアを訪問しました。首都、アブジャ、彼が宿泊したホテルの近くに、ナイジェリア政府により《国内難民》用の「簡易収容所」が設置されており、そこでは約2000名の難民が生活を送っているのです。その収容所の子どもたちが、ドイツ大統領に対して自分達で作った大きな《プラカード》を頭上に掲げて歓迎しました。その《プラカード》には、子どもたちによって《動物》、《花》、《日の出》などが描かれ、その余白に文字、「Wir schaffen das!」と書かれていたのです。

ナイジェリアは、英連邦に所属、そして公用語は英語であり、ドイツ語とは疎遠の国なのです。それが「Wir schaffen

das!」の標語、ガウク大統領は一瞬戸惑い、横にいた夫人に、「これは驚いた!」と呟きました。だが、ファーストレディであるダニエラ夫人は、即、手を振って応えたのです。ガウク大統領は、戸惑いながらも「They prepared something for me. Shoud I see it?」と述べるのがやっとでした。ガウク夫人は、そのプラカードを見て、即、「Wonderful!」といい、ガウク大統領も、「What a surprise!」と叫び、満面の笑みをもって子ども達と一緒に写真に納まったのです。その後、現地ドイツ大使館の担当官に、「子ども達は、プラカードに書かれているWir schaffen das!の意味を、本当に理解しているのかね?」と質問したと、同行記者は述べています。このエピソードが意味することは、「難民問題」、とりわけドイツの難民政策について世界の多くの人々に、この「Wir schaffen das!」という「標語」で知れ渡っているのです。

現在、《移民・難民の時代》といわれています。「国連難民高等弁務官事務所」(UNHCR)による最新の『年次報告書』(6月)によりますと、2015年の難民数は、6530万人とこれまでの最高となり、2014年末のそれと比較

すると約600万人増加しているのです。その総難民数6530万人のうち、2130万人が自国を逃れ外国に滞在しており、4080万人は、自国難民、すなわち自国で難民生活を送っているのです。さらに320万人の難民が、外国で「難民申請書」を提出、その決定を待っているのです。さらに、外国に逃亡した難民の出身国別では、最多の国が490万人のシリア人、それに続くのが270万人のアフガン人、110万人のソマリア人の順と続いています。

さて、ドイツに視点を戻しましょう。「連邦統計局」の最新の資料によりますと、2015年度のドイツへの外国人流入は、約200万人、その内、約86万人が本国に帰国、その差約110万人がドイツに滞在、前年の2014年は、ドイツへの流入は、134万人、そのうち約76万6000人が帰国しています。2014年までの移住者、「出稼ぎ労働者」の大部分は、EU加盟国、とりわけ東欧諸国からのものであり、いわゆる「短期移住者」が主だったのです。それゆえに2015年の「難民」110万人を含めて、移住者、出稼ぎ労働者等、200万人の流入は、『移住民・受け入れ国』の

ドイツにとって、これまでと異なった労働力流入の『構成上の変化』があったとみるべきでしょう。

次に2015年、110万人の「難民の構成」について、会場で配布しております「連邦移民・難民庁」の最新の統計を使って、その概略をご説明しましょう。この場合でも実際上流入した「難民」の数と、正式に「難民申請書」を提出している難民数との間には、大きな「かい離」があるのです。難民がドイツに到着して、とりあえず氏名、年齢、国籍などを登録して、ドイツ各地にある難民収容所などに『配分』されるのですが、この申請方式を「イージー方式」と呼んでいます。この「方式」によりますと、2015年1月から9月まで流入「難民」は、57万7000人、そのうち30万3443人のみが「難民申請書」を提出しています。この「イージー方式」は、ともかく受付をして、「難民収容所」に配布することが『第一の目的』なのです。そして「難民申請書」提出を待たされている膨大な人数と並行して、既に提出された「申請書」の認可、不認可の審査中の書類が、『山積み』されているのです。

この件につきまして、「連邦移民・難民庁」が2月に、その実態を発表、それ

によりますと、「難民、77万人の申請書が、未だ認可、不認可の決着が行われておらず、さらに前年度（2015年）提出されている37万の申請書が未処理のままであり、昨年流入した難民のうち、約40万人が難民申請書を提出していない」とのことです。2015年のドイツ各州への難民配分数（「イージー方式」による数字）、バイエルン州…6万7639人、ノルドライン・ウエストファールン州…6万6758人、バーデン・ヴュルテンベルグ州…5万7578人、ニーダーザクセン州…3万4248人、ベルリン…3万3281人、ヘッセン州…2万7239人、その他となっています。

2015年の難民の国籍別は、シリア（39%）、アフガン（14%）、イラク（11%）、アルバニア（6%）、コソボ（3%）、その他の国（26%）、さらに難民の男女別構成では、男性（69%）、女性（31%）となっております。

難民の年齢別構成としては、0～15歳（26%）、18～24歳（25%）、25～29歳（15%）、30～34歳（11%）、35～39歳（7%）、16～17歳（5%）、その他（11%）となっております、若い世代が大部分を占めています。

「連邦移民・難民庁」による「認可」、「不認可」数を見てもみましょう。「滞在認可」数は、2014年、3万3310人、2015年に3万7136人、「難民不認可」数は、2014年、4万3018人、2015年で9万1514人となっています。「正式滞在認可」のカテゴリー以外にも「助成保護」や「強制退去保留」など、一応の《滞在許可》を含めると、「滞在認可」の割合は、2015年で49・8%、約半数の難民が受け入れられています。

さてここで、より本質的な面にアプローチ、それは歴史的なドイツ経済の蓄積構造との関連で、《移民・難民》が如何なる役割を演じてきてきたか、という視点から分析を試みましょう。それは人口動態として、例えば年平均人口増加率、年齢構成としての被扶養人口（15歳未満の若者と65歳以上の高齢者）の労働年齢人口（15歳～64歳）に対する比率動向等が重要となります。即ち経済の基礎を形成している人口数、その質的、量的発展との関連です。

より具体的には、当該国民経済を形成している人口動態の動き、即ち、その社会の人口が数的に増大しているか、或いは減少、停滞しているか、またその人口

の年齢構成、即ち平均的に年齢層が若いのか、高齢化しているか、かつ年齢構成が均衡的に安定しているか、もしくは現在、先進国に典型的に見られる《釣鐘型》に移行し、65歳以上の老年人口が急速に増加しつつあるのか、また人口構成において、労働力人口の割合が高いのか、低いのか、さらにその労働力人口が増大しているか、或いは減少傾向なのか、等々ですが、現在の「難民問題」に関して、かかる視点からの分析、論評は、ほとんど見受けられません。

この「移民・移住」問題に関して、「ドイツ産業史」を紐解き、その面から見てみましょう。ロストウにより導入された《離陸・テイクオフ》によれば、産業革命は、英国では1783年～1802年、ドイツでは1850年～73年と指摘されています。かかる時期、とりわけ1891年から1913年にかけての人口増加が、1870年以前の時期に比較して、わずかに加速したに過ぎなかったのです。即ち全体としての人口数は、1870年の約4000万人から1913年の6700万人に増大していました。このように人口増大は、1・8倍の増加を示していましたが、他方工業の生産価

値S（純）は、20億マルクから200億マルクと10倍に増大していたのです。

石炭と鉄において1870年初頭には、その後の独占体を生み出す「萌芽形態」が生じ、その後石炭シンジケートとして大きな産業に成長していきました。炭鉱地域の中心地であるルール地方の炭田地域、大量の炭鉱夫が必要となったのです。その解決策としては、ポーランドからの「出稼ぎ」でした。さらにかかる石炭やカリ塩の資源的、技術的背景をバックに、《化学工業部門》に新領域を開き、主に無機化学を主流とした大工業化を導きだしましたが、それがまた労働力不足を招き、その労働力ポテンシャルの確保が必要となったのです。そこで主にバルト諸国出身のドイツ系住民、とりわけリトアニア人がそれに応じたのでした。また戦後の1960年代、再度、経済成長を阻害する要因である労働力不足が生じ、その際、まずは南欧（スペイン）から、その後は主にトルコからの大量の《ガスト・アルバイター（外国人労働者）》の流れとなったのです。

再度、歴史的な流れに沿ってドイツの「人口問題」に目を向けて整理してみましょう。歴史的にも生産年齢の層は、絶

えず移民などの外部からの労働力流入によって、“一定に保たれていた”のです。ドイツでの産業革命、いわばその19世紀中期以降、即ち何世代にもわたって、外部からの労働力流入によって「ドイツ労働市場」が形成され、その外国人労働者が、第1世代の流入労働者から、次の世代、即ちドイツで生まれた第2世代、第3世代と継続してドイツ労働市場に組み込まれていったのです。だが、それだけでは発達した経済規模に即した《労働力補充》とはならなかったのです。常に外国からの労働力流入が必要で、例えば1960年代、《西独の経済奇跡》といわれる「ドイツ経済」の際にも多くの労働力が必要としましたが、当時のドイツ人及びドイツにいる外国人労働者による「補充率」は平均65%にしか過ぎなかったのです。それがまず石炭産業を中心としての労働力不足が顕在化し、まずはイタリアとの協定が結ばれたのです。日本からも炭鉱労働者がルール炭田地方に行ったことは有名でしょう。

かかる歴史的に「蓄積された労働力構造メカニズム」は、現在のドイツ人口構成に反映されています。それは、現在のドイツ連邦共和国の人口の5分の1は、何らかの関連で外国人が、即ち、外国で

生まれドイツに移住した外国人か、また親が外国人、ドイツで生まれたその子ども達なのです。

最新の就労構造に関する統計に沿って（5月発表）、2014年6月現在でのドイツの人口構成を見てみましょう。総人口8090万人の内、1640万人が「外国人」なのです。720万人が外国籍の外国人、920万人がドイツ国籍を持つが「外国系」なのです。ドイツにおいて2014年に生まれた新生児は71万5000人、その3人に1人は、両親が片親が外国人といった類の新生児なのです。同じく2014年、何らかの形で移民・移住と関連している「外国系ドイツ住民」の平均年齢は35・7歳、「純ドイツ人」のそれと比較しますと大幅に若いのです。国籍別による移住者の最大のグループは、イタリア、スペイン、ギリシャ、トルコからの人々です。もし、ドイツの人口8090万人の内、1640万人の「外国人」がいなかったとしたら、今日のドイツ社会の「顔」は、まったく異なっていることでしょう。

さらに1990年代以来、現在において《人口老齢化》の激しいドイツ社会では、その少子化により齎された絶対的減少、いわゆる「人口縮小社会」では、経

済活力低下や社会保障制度の弱体を招く、そうした事態の改善ができないのです。かかる人口動態の中で、恒常的に一定の人口数を確保及び生産年齢人口を中心とした適切な《年齢構成》を維持するためには、外国からの《出稼ぎ》や《移住者》を前提とせざるを得ないのであって、毎年、30万人から50万人の外国人、それも単に「出稼ぎ」ではなく、定住移民が必要なのです。この労働力確保を維持することができるとためには、毎年60万人から100万人の外国からの「移住者・難民」が必要なのです。なぜなら、これまでの実績から、そのドイツへの定住率は、せいぜい50%、残りの50%の移民は、一定の「出稼ぎ期間」を過ぎると母国に帰国するからです。M・ミーゲル教授は、「このことは、少子化、老齢化した社会を持つドイツは、何世代にもわたって多産であるピラミッド型（後進国ないし発展途上国）の他の民族によって補完されている」と指摘している通りなのです。

2015年、100万人以上の「難民」が、ドイツに集中的に流入したのですが、ドイツにとっての「難民問題」として多くの経済学者がその分析を行っています。その分析結果は、常に《前向き》なので

す。その《代表》として、「ベルリン・ドイツ経済研究所」所長であるM・フラッチャー氏の論文を取り上げてみましょう。そこでは、「難民の急増、そして大量のドイツへの流入、今後その対策費は膨大なものになるうが、だが現在、《受け入れコスト》という短期的視点からのみ議論されている。もし難民が、ドイツ労働市場へ融合されれば、現在の当初必要とする《難民対策》コストは、将来に向けての初期投資にしか過ぎない！」と指摘、その論文のタイトルが『難民の（ドイツ労働市場への）統合と長期的に役立つ投資と』となっており、その内実を的確に指摘しています。

また、ドイツ経済研究所の「景気動向研究部」、部長であるF・フィヒトナー博士、「多数の難民がドイツに流入していますが、ドイツにとって如何なる影響をもたらすでしょうか？」との質問に、「難民対策費は、どれほどの額になるか確定は困難ですが、でも2016年で100億ユーロ（1兆3000億円）程度になるでしょう。これは、ドイツ国内総生産（GDP）の0・25%にしか過ぎないのです。2015年の黒字は、200億ユーロ（2兆6000億円）、2016年は150億ユーロ（1兆9500億円）

を予測しています。それ故に難民に対する支出は、問題ありません」と回答しています。

そこで今回の《難民受け入れ》の際の混乱から、これまでの「難民」担当機関である内務省管轄の「連邦移民・難民庁」という《庁》組織を、経済財務省と密接な関係を持つ《省》組織に格上げして、難民受け入れ態勢の充実、さらに一連の法律の策定が動き始めています。

「労働市場編入政策」の一環として象徴的なものが、現在、連邦議会で討議されている「インテグレーション法」に注目しましょう。これまでの「移民法」と異なっており、より厳しい《認可条件》となっています。その内容は、例えば、「ドイツ語コース」への強制参加、もし参加しなければ給付金の大幅減額となるのです。一旦「難民認定」が下されても、5年後に十分な《ドイツ語能力》を持ち、主に自活によっての生活費を確保できた場合にのみ、更なる《長期滞在の認可》を得ることになるのです。これは、これまでの長期滞在ビザ、就労ビザを得る条件が、より一層厳しくなっているのです。

ですが、一方ではドイツ企業の基幹を形成しているいわゆる「徒弟制度」によ

る技術者養成に深刻な状況が生まれてきています。ドイツ経済界団体のトップである「ドイツ商工会議所連合会（DIHK）」による全国各地、1万1269企業への「オンライン・アンケート調査」（6月）によりすると、31%の企業は、「企業内・職業訓練実習生」席を埋めることができず、おそらく全国で1万4000企業が、1人の応募者も得られなかったと推測しています。この理由は、ドイツの若者たちの大学進学希望者が増え、「教育（徒弟）実習コース」に行く希望者が減っているからです。かかる現在の「教育（徒弟）実習コース」の生徒減少は、将来のマイスター（専門技術者・親方資格取得者）の不足を意味しており、とりわけ中小企業の経営者たちは、その事態を深刻に捉えています。そこで4企業のうち3企業が、難民子弟への《実習研修生席》を用意し、積極的にかかる職業教育への参加を促しているのです。だが、困難な《ドイツ語能力》克服のこともあり、難民子弟のかかる《企業実習研修生》コースには期待するほどの応募は無く、現在、約1万人程度の難民子弟が、この《職業訓練教育》コースに参加しているそうです。ですが、いずれかかる若い難民子弟の「活用」こそが、その

キーポイントとなるでしょう。

さらに5月の連邦議会では、与党、CDU/CSU及びSPDの議員の大多数の意向によれば、モロッコ、チュニジア及びアルジェリアの国々は、書類審査規定上、申請却下する規定の一つ、難民の出身国が「より安全な国」の規定が適用されれば、「難民申請書類」を敏速に「（不認可として）処理」できる故に、大幅に審査事務が促進されることになるのです。これに反対する野党、即ち「左翼党」並びに「緑の党」と並んで、連立政権を構成している社会民主党議員、12名以上も、かかるこれら諸国からの難民が申請する「庇護権」審査の《厳格化》に反対しているのです。だが、内務大臣、デメジール氏は、これら3か国からの難民申請手続の際、この規定を適用されるべきで、それによって大幅に難民数は減少するだろうと、述べています。

他方、EU諸国も専門技術者の不足が深刻化しています。そこでEU委員会も、数年前から非EU諸国から高学歴の専門技術者をEU諸国に惹き付けようと、米国の例に倣って、2009年に「グリーンカード」制度を導入しています。この「グリーンカード」制度をより一層活用して、医師、プログラマー、研究者及

び技術者、とりわけ人口知能（AI）技術者のEU諸国に呼び寄せようとしています。

ここで、ドイツの例、医者不足の「解決」の一例を見てみましょう。

「ドイツ連邦医師会（全国医師会）」の《非公式な発表》資料によりますと、現在、ドイツでは医者不足が深刻です。それは高齢化社会になって医者の需要が増大したこと、更にドイツ人医者の6人に1人は59歳以上の年代、加えて定年による「引退」、そうしたドイツ人の医者が多数になっているのです。現在、ドイツには37万1302人の医者がいるそうです。そして《外国の医師免許》を持ち、ドイツで認可を受けた「外国人医師」は、これまで4万2604名だそうです。

このように、ドイツ医療従事者のなかで占める外国人医師の比重は高いのです。ドイツで従事している外国人医師の主な出身国は、現在、ルーマニアからの4062人、ギリシャ3017名、オーストリア2573名、シリア2149名となっています。現在、「難民」の最大の出身国者はシリア人ですが、2015年だけで、約500名が《ドイツ語》および《医師専門試験》に合格してドイツ

に移住したシリア人なのです。

1人の医者の養成には、莫大な費用が必要でしょう。ルーマニアやギリシャのような「貧しい国」で養成した医者、ルーマニアから約4000人、ギリシャから約3000人が、ドイツで「活動」しているのです。現在、ドイツで医療業務に携わっている外国人医者、総数約4万人以上で、このように医者養成の《コスト》を支払わずに、「高度な技術を持つ移住者」として利用していることになっているのです。

次に難民問題に関する2016年3月18日締結された「EU・トルコ間協定」があります。その「協定」の内容は、トルコからギリシャに《非合法的》に渡った難民をトルコに送り返す一方、これに見合う形でEUがトルコにいるシリア難民の一定数を引き取るというものでした。トルコが協力する《見返り》として、トルコ国民がEU諸国に渡航する際のビザ免除の前倒し実施、トルコの「EU加盟交渉」の加速化を約束するというものでした。

このトルコでは、エルドアン大統領へ権力集中がますます進みつつあり、クルド問題やシリア内戦とからんでのトルコ

政府に都合の悪い報道、また政府批判をするジャーナリスト達を《テロ支援者》とみなし、その新聞社の《接収》などを通じての独裁政治を行っている国なので

す。

この「EU・トルコ間協定」に対しまして、多くのドイツ人は、その信義を疑っているのです。だが、EU経済圏の圏内領域と圏外間の国境の確保は、今後EU存続の基本的な条件です。この原則を貫くためにEU側、それはまたメルケル首相の強力なイニシアでもあったわけですが、トルコ人に対するビザ自由化やトルコのEU加盟は大幅に遅れますが、「圏内・圏外」国境確保は貫かれていくでしょう。

ここで改めましてドイツにとっての「難民問題」の本質について整理してみよう。ドイツは歴史的にも経済構造上も常に「移民・難民受け入れ国(Einwanderungsland)」なのです。これは19世紀、ドイツでの産業革命から、今日までの終始一貫した経済構造なのです。そして既に指摘しましたように、毎年、30万人から50万人の移民、難民がドイツに定着することが必要なのです。これまで流入した移民・難民の約50%は、本国帰国という実績から、流入移民・難

民は毎年60万人から100万人が必要なのです。メルケル首相の「難民対策」は、その経済的側面として「労働市場への編入」という経済法則の貫徹を背景にして、今後も基本的に貫かれていくでしょう。メルケル首相の「難民政策」に終始一貫して支援している「ドイツ経済界」の背景でもあります。そこで「移民・難民」を如何に管理下に統合し、「労働市場」に編入していくか、その《前提条件の整備》こそが、現在の政策の基本となります。

それ故、メルケル首相の「難民対策」は、倫理面のみならず、経済的にも合理性がある背景を併せ持っているが故に「メルケル難民政策」は、今後も貫徹していくでしょう。

(2016年4月14日・公開フォーラム)

講師略歴(ももずみ いさむ)

1934年北海道生まれ。1970年ベルリン経済大学大学院国民経済専攻研究科博士課程卒業、経済学博士取得。85年正教授資格取得。ベルリン経済大学特別研究員(1978年〜85年)をへて、駒澤大学外国語学部教授。1991年「ベルリン・ドイツ経済研究所」客員研究員、2001年「キール世界

経済研究所(IFW)客員研究員。現在、駒澤大学名誉教授。

主な著書『ドイツの民営化―統一ドイツとECの行方』(共同通信社、1993年)、『EUの「東方拡大」とドイツ経済圏』(日本評論社、1999年)、『EU・ロシア経済関係の新展開』(日本評論社、2003年)